

## 市で申告するとき

※「市で受け付けない人」は3ページで確認してください。

### ○市の確定申告会場

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時

※人数が上限に達した場合、受け付けを締め切る場合があります。

日付	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区	
	会場:大会議室(201・202会議室)	会場:西100会議室	対象地区	対象地区
2月16日(月)	共墾社一丁目、共墾社、若葉町、下厚崎、渡辺	二つ室、一区町	上大貫、宇都野、接骨木	
2月17日(火)	上厚崎		関谷(上町)、下田野、下大貫	
2月18日(水)	埼玉	二区町、東赤田	関谷(元町)、墓沼、折戸	
2月19日(木)	豊浦中町、清住町、新緑町、松浦町、春日町		関谷(旭町)、遅野沢	
2月20日(金)	上中野、笠沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六	三区町、南赤田、西赤田	関谷(京町、上の内、日の出)、上横林	
2月24日(火)	前弥六、沓掛、塩野崎新田、前弥六南町、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、沓掛一丁目～三丁目	四区町、千本松、上赤田、北赤田	金沢、横林、高阿津	
2月25日(水)	高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、鷗内、百村	三島1丁目～5丁目、東三島1丁目～6丁目	受け付けていません (会場移動日)	
2月26日(木)	油井、龜山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木		中塩原、上塩原	
2月27日(金)	本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町	西三島1丁目～7丁目、南郷屋1丁目～5丁目、睦		
3月2日(月)	弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、東大和町、末広町		塩原、湯本塩原	塩原庁舎
3月3日(火)	鍋掛1085番地～1087番地	高柳、西富山		
3月4日(水)	越堀、寺子、鍋掛(上記以外の番地)、野間	下永田1丁目～8丁目、緑1丁目・2丁目		
3月5日(木)	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田			
3月6日(金)	佐野、三本木、木曽畑中、沼野田和、下中野、島方	井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根、楓沢		
3月9日(月)	東原	新南、石林		
3月10日(火)	豊浦南町、豊浦町、鳥野目、小結			
3月11日(水)	阿波町、西新町、豊住町、豊浦北町、美原町、北栄町	永田町、扇町、あたご町、西大和、西原町、五軒町、西栄町、東町、西朝日町		
3月12日(木)	新町、並木町、若草町			
3月13日(金)	東栄一丁目・二丁目、黒磯	南町、西幸町、北二つ室、太夫塚1丁目～6丁目		
3月16日(月)	豊浦、安藤町、原町、東豊浦			

### 市で申告する際に、4ページに記載の書類などに追加して用意するもの

個人番号確認書類  
(マイナンバーカードがない場合)  
○通知カード、マイナンバーの記載がある住民票のどちらか

身分証明書  
○運転免許証、パスポート、各種手帳など(従来の健康保険証は該当しません)

扶養親族などの個人番号がわかるもの  
○通知カード、マイナンバーの記載がある住民票など

どこでも窓口から  
オンライン予約が  
できます



## スマホ・税務署で申告するとき

### 必ず用意するもの

スマホ(マイナンバーカード読み取対応)

マイナンバーカードと暗証番号

- 利用者証明用電子証明書(数字4ケタ)
- 署名用電子証明書(英数字6～16文字)

本人名義の通帳や口座情報が分かるもの  
(所得税が還付になる場合)

利用者識別番号を確認できる書類  
(既に持っている人のみ)

### 所得の内容が分かるもの

給与、公的年金所得、退職金などの所得

○源泉徴収票

※紛失した場合は、申告までに再発行をしても  
らってください。市役所では発行できません。

- 給与、退職金の源泉徴収票…勤務先
- 公的年金の源泉徴収票…年金保険者

営業、農業、不動産所得

○収支内訳書、領収書、報酬の支払調書など

※事前に帳簿を整理し、収支内訳書を作成して  
ください。

個人年金、生命保険金の所得

○保険会社からの支払通知書

上場株式等の譲渡所得

○証券会社などが発行する特定口座年間取引報告書

公共事業に伴う土地・建物の譲渡所得

○公共事業用資産の買取り等の申出証明書

○公共事業用資産の買取り等の証明書

○収用証明

### 所得控除の内容が分かるもの

医療費控除

○医療費控除の明細書、医療費通知(原本)、控除  
を受けるために医師などが発行した証明書

※明細書は、事前に「個人ごと」「病院ごと」に整理  
してください。

社会保険料、生命保険料、地震保険料控除

○令和7年中に支払った証明書または領収書

障害者控除

○障害者手帳、障害者控除対象認定書など

寄附金控除

○寄附金の証明書または領収書

※ワンストップ特例申請を行っていても、寄附金  
控除の再入力が必要です。

住宅借入金等特別控除

【最初の年】

○登記事項証明書のコピー(土地・建物)

○売買契約書(工事請負契約書)のコピー(土地・  
建物)

○住宅ローンの年末残高証明書(調査方式を除く)

○補助金の交付を受けた場合は、その金額が分か  
る書類のコピー

〈認定住宅の場合は次の書類も必要です〉

○長期優良住宅建築等計画の認定通知書のコピー

○住宅用家屋証明書のコピーまたは認定長期優良  
住宅建築証明書・認定低炭素住宅建築証明書の  
いずれか

【2年目以降】

○税務署発行の住宅借入金等特別控除申告書

○住宅ローンの年末残高証明書(調査方式を除く)

その他控除

○その他必要な書類

### ○大田原税務署の確定申告会場

税務署では、自分のスマホ・マイナンバーカードを使って申告書を作成します

▶とき 2月16日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後4時(午前8時30分受付開始)

▶ところ 大田原税務署別館会議室

▶持ち物 上記にある申告に必要な書類など

・お知らせハガキ・前年の申告書

▶問い合わせ 大田原税務署 ☎0287(22)3115

㈹324-8642 大田原市紫塚1-5-54

期間中の確定申告会場への入場には、

入場整理券が必要です\*

国税庁LINE公式アカウントからの事前発行を  
おすすめします。

※申告会場入口で配付する当日券は、配付終了  
次第受け付けを終了します。



国税庁LINE  
公式アカウント  
はこちら